

## 第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム 効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ（仮訳）

### 前文

1. 韓国の釜山に集結した、我々、途上国及び先進国の首脳、大臣及び代表、多国間及び二国間の機関の長、公的機関、市民社会組織、民間の機関、議会、地方及び地域的機関など異なる機関の代表は、効果的な国際開発のための共有の原則、共通の目標及び差異ある約束に基づき構築された、これまでになく広範で包摂的な新たなパートナーシップによって団結したことを認識する。
2. 南南協力における特質、手法及び責任は、南北協力のものとは異なる。同時に、我々は、全員が共通の目標と共有の原則に基づき参加する開発課題の一部であることを認識する。この文脈において、我々は、個別の国情に基づき効果的な協力を支援するための更なる努力を奨励する。成果文書で合意された原則、約束及び行動は、南南協力のパートナーによって任意で参照されるものとする。
3. 世界は、地球規模の開発において重大な分岐点に立っている。貧困と不平等は、依然主要な課題である。ミレニアム宣言は、開発のための普遍的なマンデートを設定した。そして、ミレニアム開発目標の達成年まで4年間を切り、途上国における強固で、共有された、持続可能な成長と人間らしい働きがいのある仕事を達成する緊急性は、最重要となっている。さらに、同宣言は、人権、民主主義、良い統治を促進することが我々の開発努力と一体であることを特定している。脆弱国及び紛争国以上に、我々の開発目標の緊急性が高いところは無い。これらの課題に取り組むには、政治的意思が極めて重要である。
4. 我々は、開発における約束を再確認するとともに、60年以上前に開発協力が開始されて以降、世界が大きく変化してきたことを認識する。経済的、政治的、社会的、技術的な発展は、我々が住む世界を変革してきた。しかし、貧困、不平等、飢餓は存続している。ミレニアム開発目標の達成と、すべての人々のためのより強固で回復力のある世界経済の実現を確実なものとするためには、貧困を根絶し、途上国の市民に負の影響をもたらす地球規模及び地域的な課題に取り組むことが重要である。我々の成功は、流行病、気候変動、景気低迷、食料価格及び燃料価格の危機、紛争、ショックや自然災害への脆弱性といった課題への対処における、我々の共同努力及び投資の成果と効果によって決定される。
5. より多くの国及び非国家主体や、中所得国を主とする異なる発展段階の国家間の協力に特徴付けられるように、開発協力の構造は、より複雑化している。南南協力、三角協力、新たな形態での官民連携、開発のためのその他の手法や手段は、南北協力の形態を補完しながらも、より重要になってきた。
6. 国際開発協力は、多くの有益な成果を達成してきた。10年前にモンテレイに集結した際、我々は、開発のための資金量の増加は、すべての市民にとって持続可能で透明性の高い成

果を生み出すための、より効果的な行動を伴わなければならないことを認識した。釜山での我々の対話は、依然として重要であることが証明され、開発協力の質の向上に貢献してきた過去のハイレベル・フォーラムの基盤の上に築かれている。しかし我々は、進捗は一樣ではない上、迅速でもなく、十分に広がっていないことを認識する。我々は、各々の約束を再確認し、我々が既に合意した行動を完全に実施する。

7. 我々は、努力を改善し加速させることができるし、またそうしなければならない。我々は、近年までより狭い開発主体の集団によって支配されていた課題の形成を望む、国及び非国家主体を関与させ、我々の協力を近代化し、深め、そして広げることを約束する。釜山では、我々は、多様性を包含し、開発を支援するために協力するすべての関係者が果たしうる個々の役割を認識する、新たな世界的な開発パートナーシップを構築する。
8. 我々のパートナーシップは、開発協力のすべての形態を支える一連の共通の原則の上に構築されている。同時に、我々は、これらの原則の適用の方法が、様々な開発段階にある国や関与する官民の関係者の形態によって異なることを認識する。教訓は、開発協力に参加するすべての人々によって共有されなければならない。我々は、例えば南南協力や市民社会組織と民間の主体による貢献のような、開発協力に向けた多様なアプローチによって提供される機会を歓迎する。我々は、これらの優れた特徴とそれぞれの利点を認識するとともに、その功績やイノベーションに積み上げ、そして学ぶことを目的に協働する。
9. 持続可能な開発成果は、効果的な協力に向けた我々の約束の最終目標である。開発協力は解決手段の一部にしかすぎないが、一方でそれは、貧困撲滅、社会的保護、経済成長及び持続可能な開発を支援するにあたり、触媒として不可欠な役割を果たす。我々は、開発協力を拡大することを目的とした、各々の約束を再確認する。より効果的な協力は、開発のための資金の減少を招いてはならない。時間の経過とともに、最も貧しい人々や国々にもたらす結果を常に考慮しつつ、我々は、援助からの自立を高めることを目指すことになる。この過程で、国が、国際投資や貿易によって提供される機会を完全に活用できるよう、また、そうした国内資本市場を拡大できるよう、開発政策に限らず、すべての公共政策の相互依存と一貫性の検証が不可欠である。
10. 我々は、開発成果を向上させ、それを強化するために協働するとともに、我々は、課税と国内資源の動員、民間投資、貿易のための援助、慈善事業、非譲許的な公的資金及び気候変動資金を含む、持続可能で包摂的な開発を支援するための多様な資金源の効果を促進、活用、強化することを目的に行動する。同時に、新たな金融商品、投資オプション、技術と知識の共有及び官民連携も求められている。

### **共通の目標を達成するための共有の原則**

11. 我々は、パートナーシップと開発協力の触媒としての役割を支える多様性を包含するとともに、我々は、人権、人間らしい働きがいのある仕事、ジェンダー平等、環境の持続可能性及び障害について合意された国際的な約束に整合的で、効果的な開発のための協力の基

盤を形成する，共通の原則を共有する。

a) 途上国による開発優先事項のオーナーシップ

開発のためのパートナーシップは，各国の状況とニーズに応じたアプローチが実施され，途上国に主導されることによつてのみ成功を収める。

b) 成果重視

我々の投資と努力は，途上国自身によつて設定された優先事項や政策に沿つて，貧困撲滅と不平等の是正，持続可能な開発及び途上国の能力強化において，永続する効果をもたらさなければならない。

c) 包摂的な開発パートナーシップ

すべての主体の異なる役割及び補完的な役割を認識するとともに，開放性，信頼，相互の尊重と学習を，開発目標を支援する効果的なパートナーシップの中核に据える。

d) 透明性と相互説明責任

相互説明責任と，個々の市民，組織，有権者及び関係者を含む協力の意図された受益者に対する説明責任は，成果をもたらす上で重要である。透明性の実践は，説明責任の推進のための基礎を形成する。

12. これらの共有の原則は，我々の行動を以下に導く。

a) 開発政策とその過程の民主的なオーナーシップを深め，拡大し，運用可能にする。

b) 具体的で，持続可能な成果を達成することを目的として，我々の努力を強化する。これは，支援の拡大，国の能力強化，開発成果を支援するための，多様な資源とイニシアチブの活用とともに，より優れた成果管理，モニタリング，評価及び進捗の報告を含む。

c) 南南協力や三角協力などの水平的パートナーシップを，多様化する国の状況とニーズに適合させることを手助けするとともに，こうした協力への支援を拡大する。

d) 開発資金と活動の多様な形態が，開発において触媒効果をもたらすことを確保するとともに，こうした多様な形態による効果を，促進し，活用し，強化するための途上国の努力を支援する。

13. 我々は，こうした行動が実施されなければならない緊急性を認識する。我々のパートナーシップへの新たなアプローチが，より長期の開発成果のみならず，2015年までのミレニアム開発目標の実現において最大限可能な効果をもたらすためには，今から実施を開始し，又は実施中のものについては努力を加速する必要がある。我々は，各々の行動を，途上国，又は国際的なレベルで実施するため，相互に説明責任を維持する。我々は，国レベルでの我々の約束の実施に焦点を当てるとともに，政治レベルで実施を支援することを目的とした，新しく，包摂的な「効果的な開発協力のためのグローバルパートナーシップ」を構築する。

## 変化の実現：共通の目標を達成するための補完的な行動

### 共有の原則と差異ある約束に基づいた新たな主体の包摂

14. 今日の複雑な開発協力の構造は、南北の枠組みから進化してきている。援助提供国と援助受取国の伝統的な関係とは異なり、途上国と多くの新興経済国が、南南協力の重要な提供国となっている。これらの国は、途上国であり、国内では未だ貧困に直面している。したがって、これらの国は、他国から提供される開発協力を享受する資格を引き続き有するが、経験を共有し、他の途上国と協力する責任を、段々と負うようになってきた。パリ宣言は、これら新たな主体の複雑さに取り組まなかったが、アクラ行動計画は、その重要性と特性を認識した。南北協力は、開発協力の主たる形態であり続けているが、南南協力は、開発のための追加的で多様な資金源を提供しつつ、進化し続けている。我々全員は今、釜山において、これら主体が、共通の目標、共有の原則及び差異ある約束に基づいて参加している、新しく、より包摂的な開発課題の、欠くことのできない一部を形成している。これと同様に、我々は、市民社会、民間セクター、他の主体を包摂することを歓迎する。

### 開発協力の質及び効果の向上

15. これまで、開発効果の課題の前進に向けた進展はみられているが、主要な課題は、引き続き残っている。各々の約束の実施において直面する課題にもかかわらず、援助効果向上に関するパリ宣言と、アクラ行動計画を支持する原則の多くが、より質が高く、より透明性が高く、より効果的な開発協力に貢献してきたことが実証されている。

16. 我々は、釜山でなされた約束の実施が確かなものとなるよう、ハイレベルの政治的指導力を持続する。この文脈で、パリ及びアクラで設定された相互に合意した行動を承認した国は、各々の約束を完全に実施するための努力を強化する。中所得国、南南協力及び三角協力のパートナー、市民社会組織を含む、拡大し続ける開発主体は、共有の原則に沿った各々の差異ある約束を尊重するとともに、パリ及びアクラ以降の、より広範で包摂的な課題を構築するため、他の開発主体に加わった。

17. パリ宣言の定期的なモニタリングと独立した評価を通して得られた証拠を活用し、我々は、途上国が優先するニーズに合致する持続可能な成果に焦点を当て、開発のためのパートナーシップの効果向上のために、早急に必要な変革を行う。

### オーナーシップ、成果及び説明責任

18. 我々は共同で、開発成果に更なる焦点を当てる。このため、我々は以下に取り組む。
- 主要な制度と政策を強化するための途上国の努力と計画は、開発協力提供主体との共同リスク管理枠組みの開発によることを含め、リスクを回避するよりは、むしろ管理することを目的としたアプローチによって支援される。
  - 途上国によって開始された透明で、国が主導する、国レベルの成果枠組み及びプラットフォーム

フォームは、途上国の開発優先事項と目標から引き出された、管理可能な数の結果と成果の指標に基づき進捗を評価することを目的とした、すべての関係主体間の共通のツールとして採用される。開発協力提供主体は、国の開発戦略と整合的でない指標の導入を要請することは控えるとともに、追加的な枠組みの使用を最小限に抑える。

- c) 我々は、進捗をモニタリングし、効果を評価し、正当で成果に着目した公的セクター管理を確保し、政策決定のための戦略的課題を強調することを目的とした、統計のための能力強化を目指すために、世界的な行動計画を実施するために協働する。
- d) 我々は、すべての途上国で相互評価レビューが実施されることを確実にするための努力を深めるとともに、この過程のすべての開発協力主体の積極的な参加を奨励する。
- e) アクラ行動計画に従って、我々は、援助のアンタイド化の努力を加速する。2012年に、これを達成するための計画を再検討する。アンタイド化は、費用対効果の向上に加え、途上国において現地調達、事業開発、雇用、所得向上の機会を提供しうる。我々は、援助のタイピング・ステータスに関する報告の質、整合性及び透明性を向上させる。

19. 途上国のカントリーシステムの活用と強化は、効果的な制度を構築する努力の中心をなすものである。我々は、パリ宣言とアクラ行動計画で設定された各々の約束を踏まえ、以下に取り組む。

- a) 開発協力提供主体と途上国双方の統治機構と協働し、それらを尊重するとともに、公共セクターによって管理される活動を支援する開発協力のための初期的なアプローチとして、カントリーシステムを活用する。
- b) 相互に合意した判断ツールを用いて、共同でカントリーシステムを評価する。これらの評価の結果に基づき、開発協力提供主体は、カントリーシステムをどの程度活用できるか決定する。カントリーシステムの完全な利用が不可能な場合、開発協力提供主体は、活用できない理由を明示し、システムの強化に必要な支援や変革を含む完全な利用に向けて必要な事項について、政府と検討を行う。カントリーシステムの活用と強化は、持続可能な成果のための国の能力開発の全体的な文脈の中で実施されるべきである。

20. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、開発成果を達成する上で重要であることを認識するとともに、我々は、国の優先事項に基づく開発プログラムを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を目的とした努力を加速する。ジェンダー不平等の軽減は、それ自体が目標であり、持続可能で、包摂的な成長のための必須条件でもある。既存の約束を実行するための努力を倍加させるとともに、我々は以下に取り組む。

- a) 公的支出が、女性と男性の双方に利益を適切にもたらすことを確保するとともに、政策決定に情報を提供し、投資を主導する男女別のデータの収集、普及、調和及び完全な活用のための努力を加速し、深める。
- b) 国際的及び地域的約束に従いつつ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの目標を、説明責任メカニズムに統合する。
- c) 平和構築と国家建設を含めた開発努力のすべての側面で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組む。

21. 議会と地方政府は、市民と政府を結びつけ、国の開発課題の幅広く、かつ民主的なオーナーシップを確保する上で、重要な役割を果たす。議会と現地政府の貢献を促進するため、我々は以下に取り組む。
- a) 十分な資金と明確な行動計画による裏付けのもとで能力開発を支援することを含め、開発プロセスを監視する議会の役割の強化を目的とした、既存の約束の実施を加速し、深める。
  - b) 地方レベルの参加と説明責任を強化させるとともに、地方政府がサービス提供を越えた役割をより完全に担うことができるよう、一層支援する。
22. 市民社会組織は、人々が権利を主張することを可能し、人権に基づくアプローチを促進し、開発政策やパートナーシップを形成し、それらの実施を監視する上で、極めて重要な役割を果たす。市民社会組織は、国により提供されるサービスと補完関係を保つ分野において、サービスを提供する。我々は、これを認識するとともに、以下に取り組む。
- a) 市民社会組織が、独立した開発主体としてその役割を果たすことが可能になるように、合意された国際的な権利と整合性をとりつつ、市民社会組織の開発への貢献が最大化される政策環境に着目するとともに、各々の約束を完全に実施する。
  - b) 市民社会組織が、イスタンブール原則と市民社会組織の開発効果のための国際的枠組みに主導された、説明責任と開発効果への貢献を強化する取組を実施することを奨励する。

#### 透明で責任ある協力

23. 我々は、開発協力とその他の開発資金の情報の入手の容易さと、公的なアクセス性の向上について、この分野における各々の約束を踏まえつつ、作業する。そのために、我々は以下に取り組む。
- a) 公的資金による、開発の活動、資金、条件、開発成果における貢献について、商業的に機微な情報に法的に正当な考慮を払うことを条件に、十分な情報を利用可能にする。
  - b) 国レベルで、透明性のある公共財政管理や援助情報管理システムの設置に集中するとともに、意思決定において、これらの情報をより適切に活用し、説明責任を促進することを目的として、すべての関係者の能力を強化する。
  - c) 経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）の統計報告と、国際援助透明性イニシアチブ（IATI）や他の補完的取組を勧案の上、開発協力を通じて供与された資金についての、時宜に適い、包括的で将来にわたる情報を電子的に公表するための、共通で開かれた基準を適用する。この基準は、国による要求との整合性を保ちつつ、途上国及び非国家主体の情報ニーズに応えるものでなければならない。我々は、2012年12月までに、この基準について合意の上、実施のための各々の計画を公表し、2015年12月までの完全実施を目指す。
24. 我々は、開発協力を、本質的に、より予測可能にするために作業する。このため、我々は以下に取り組む。
- a) アクラ行動計画により中期的な予測性の向上を約束した国は、必要な場合は改革の上、この分野における約束を完全に実施する。アクラで合意したように、提供可能で定期的

で時宜に適った3~5年の支出見通しの計画及び／又は実施計画を、2013年までに、協力関係にあるすべての途上国に提供する。その他の開発主体は、今後の中期的な協力の意図について、時宜に適った関連情報を途上国に提供することを目指す。

25. 我々は、開発協力主体の多様性を歓迎する。開発援助提供主体は、断片化を抑制し、援助の経路の拡散を防止する責任を有する一方で、途上国は、国レベルにおいてこの多様性に対応するための、協議や調整の取組を主導する。我々は、断片化を抑制する努力が、開発を支援するために利用可能な資源の、量と質の低下をまねかないことを確保する。このために、我々は以下に取り組む。
- a) 我々は、2013年までに、プログラム・ベース・アプローチ、共同プログラム及び委託協力と同様に、援助の分業化を含む、国主導の調整機能を最大限活用する。
  - b) 我々は、多国間の機関、国際的な基金やプログラムにおける、政策の一貫性を向上させる。我々は、既存の多国間の経路を、効果があがっているものに着目しつつ、効果的に活用する。我々は、これらの経路の拡散防止のために作業し、2012年末までに、我々の共同の努力を導く原則及びガイドラインに合意する。援助効果向上に関する各々の約束を引き続き実施するとともに、多国間の機関、国際的な基金やプログラムは、国、地域及び国際的なレベルにおける調整と、相互説明責任のメカニズムへの関与を強化する。
  - c) 我々は、2012年末までに、援助量が不十分な国の課題に対処する行動の指針となる原則に合意するとともに、こうした課題に対処する努力を加速する。これらの努力は、すべての開発協力の資金フローを対象とする。
  - d) 開発協力提供主体は、現場のスタッフへの不十分な権限委譲の問題に対処する努力を深め、加速する。開発協力提供主体は、開発計画の策定及び実施における財政上の権限、人事、役割と責任の委譲を含め、すべての面で運用を見直すとともに、その他の障害についても対策を講じる。

#### 紛争国及び脆弱国における持続可能な開発の促進

26. 脆弱国は多くの場合、ミレニアム開発目標の達成からかけ離れている。ミレニアム開発目標の達成は、脆弱国が直面する独特の課題を理解し、その課題を乗り越え、開発を持続するための基礎を促進するための、我々の集団的能力によって決定される。我々は、脆弱国や紛争国からなるg7プラスを含む「平和構築及び国家建設に関する国際対話」によって策定された、「ニューディール」を歓迎する。「ニューディール」を承認した国は、これを実施するための行動を進め、その中で、以下を活用する。
- a) 脆弱国や紛争国における我々の作業を導くためのミレニアム開発目標に向けた進展を促す重要な基礎としての平和構築・国家建設目標 (PSGs) — PSGs は、合法的な政治、人々の安全、司法、経済基盤、歳入、公平なサービスに高い優先度を置く。
  - b) フォーカス (FOCUS) — 紛争国に取り組むための、新たな、国主導かつ国主体の手法。
  - c) トラスト (TRUST) — より高い成果を達成することを目的として、透明性を強化し、カントリーシステムを活用するためのリスクを管理し、国の能力を強化し、援助の予測性と適時性を向上させるための、一連の約束。

## 困難における強じん性の強化と脆弱性の低減のための協働

27. 我々は、小島嶼開発途上国など、特に高度に脆弱な条件において、開発戦略とプログラムが、ショックによるリスクにおける、人々や、社会の強じん性の構築に優先度を置くことを確保しなければならない。強じん性やリスクの軽減への投資は、我々の開発努力の価値と、持続可能性を向上させる。このため、我々は以下に取り組む。
- a) 途上国は、各国独自の政策及び戦略に、ショックに対する強じん性と、災害管理対策を統合することを主導する。
  - b) 途上国が明確にするニーズに応じ、我々は、リスクの高いコミュニティにおいて、ショック耐性のあるインフラや、社会的保護システムへの投資を行うために協働する。加えて、我々は、災害管理のための、国及び地域レベルの資金、計画及び技術を増強する。

## 効果的援助から効果的開発のための協力へ

28. 援助は、開発に向けた解決手段の一部にしかすぎない。援助効果向上から効果的な開発の課題に焦点と注意を広げる時が来ている。これには、以下を含む枠組みが求められる。
- a) 開発が、力強く、持続可能で、包摂的な成長によってもたらされる。
  - b) 政府自身による歳入が、開発ニーズに資金提供する上で、更に重要な役割を果たす。そして、政府が、市民に対して、達成された開発成果についての説明責任を果たす。
  - c) 効果的な国及び非国家機関が、各々の改革を、企画、実施し、互いに説明責任を持つ。
  - d) 途上国が、グローバル経済での競争力の強化に役立つ規模の経済を高めるとともに、徐々に地域的、世界的な統合を進める。
- この趣旨で、我々は、援助が開発の触媒となるように、合意された国際的な権利、規範及び基準に整合的な方法で、援助が何に対してどのように支出されるべきかを再考する。
29. 効果的な制度と政策は、持続可能な開発に不可欠である。国の中核的な機能を果たす制度は、途上国における資金の活用を促進することを目的として、開発協力提供主体の政策と取組に沿って、必要に応じ更に強化されねばならない。途上国は、これらの制度を、現地の状況と開発の段階に適応させるとともに、制度強化の努力を主導する。このために、我々は以下に取り組む。
- a) 国及び地方的機関、地域的機関、議会、市民社会を含む効果的な資金動員とサービス提供につながる、途上国主導による制度及び政策の変更の実施を支援する。
  - b) 途上国主導で、国の機関、システム及び能力開発のニーズを評価する。
  - c) 途上国主導により、政策の策定、実施、説明責任についての情報を提供することを目的として、制度の活動に関する、より改善された証拠の開発を支援する。
  - d) 地域レベル、国際的なレベルで知識や経験を共有するとともに、制度改革の成功の決定要因に関する学習を深める。

### 持続可能な開発のための南南協力と三角協力

30. 持続可能な開発への投入は、資金協力を遥かに超えて、すべての開発主体や国の知識や開発経験に及んでいる。南南協力と三角協力は、途上国の政策とアプローチを、効果的で、現場が有している、国の状況に合った解決策を用いることによるサービスの提供へと変革する可能性を持っている。
31. 我々は、南南協力を行っている多くの国は、多様な資金や専門知識を提供すると同時に受け取ってもおり、南南協力が、他国から支援を受ける適格性に影響することなく、協力関係を豊かにするものであることを認識する。我々は、以下によって知識の共有や、相互学習を強化する。
- 適切な場合、開発協力を行うに当たって三角協力の活用を普及させる。
  - 南南協力と三角協力のこれまでの成功と相乗効果を認識するとともに、これらをより最大限活用する。
  - 途上国による重要な知識の蓄積へのアクセスを強化する手段として、南南協力の主体間の知識の交換や、相互の学習と調整のためのネットワークの発展を奨励する。
  - 南南協力及び三角協力を効果的に行うため、現地の能力及び国の能力の強化を目指す努力を支援する。

### 民間セクターと開発

32. 我々は、イノベーションの促進、富、所得、雇用の創出、国内資源の動員、そして、貧困削減への貢献において、民間セクターの果たす中心的な役割を認識する。このために、我々は以下に取り組む。
- 民間投資の発展のための法、規制及び行政上の環境を改善するため、また、民間セクターの発展、海外直接投資の増加、官民連携、衡平な方法でのバリューチェーンの強化、国及び地域的側面への特別の考慮、開発目標を支援する努力の拡大のための健全な政策と規制環境を確保するため、代表的な民間の機関、労働組合及びその他の団体と協働する。
  - 持続可能な成長と貧困削減の強化を目的として、開発政策及び戦略の策定と実施における、民間セクターの参加を可能にする。
  - 共有の開発目標のために民間資金を動員することを目的として、革新的資金メカニズムを、更に発展させる。
  - 生産能力の構築、市場の失敗への対処、資本市場へのアクセスの強化、民間セクターの主体が直面するリスクを緩和するアプローチの促進を目的として、成果と効果に焦点を当てるとともに、持続可能な開発の原動力として「貿易のための援助」を促進する。
  - 開発とビジネスの成果が相互に補強し合うために、それらを如何に進めるかを調査する上で、公的セクター、民間セクター及び関係機関の代表が積極的な役割を果たすことを奨励する。

### 汚職と不正な資金フローの防止

33. 汚職は、開発のための資金が転用され、組織の統治の質を悪化させ、人間の安全保障を脅かすなど、世界的な開発を深刻に弱体化させる悪疫である。汚職は、多くの場合、犯罪を煽り、紛争と脆弱性を招く。我々は、国連腐敗防止条約（略称）や、OECD 贈賄防止条約（略称）など我々が関係する他の条約との整合性を保ちつつ、汚職と不正な資金フローと闘うための共同の努力を強化する。
- 法を施行し、汚職行為に対する絶対不寛容の行動を促進することにより、汚職を撲滅するための各々の約束を完全に実施する。これには、財政の透明性向上、独立した執行メカニズムの強化及び不正告発者の保護などの対策が含まれる。
  - 資金洗浄対策を強化し、脱税に対処し、不正な資産の追求、凍結、回収のための国及び国際的な政策、法的枠組み及び制度的取決めを強化することにより、不正な資金フローを撲滅するための我々の個別の努力を加速する。これには、効果的な国際協力を促進する法や実行の立法化及び実施を確保することを含む。

### 気候変動資金

34. 世界的な気候変動資金は、中期的に、相当増加することが予想されている。この資金フローが、新たな機会と課題をもたらすことを認識するとともに、効果的な気候の資金と、より広範な開発協力のための我々のアプローチのすべてにおいて、一貫性、透明性及び予測性を促進するために努力し、これは以下を含む。
- 国の気候変動対策及び計画を、途上国の国家開発計画に欠くことができない一部として支援することを継続し、適切な場合には、透明性のある方法で途上国のカントリーステムを通じて資金が調達され、供給され、モニタリングされることを確保する。
  - 気候変動に関する活動を行っている主体とともに開発効果から得られた教訓を共有し、より広範な開発協力が、気候資金におけるイノベーションについて報告を受けることを確保する。

### 今後の行方：ミレニアム開発目標に向けて及びその後の進捗への連携

35. 我々は、援助効果向上に関するパリ宣言及びアクラ行動計画で設定された約束と行動に沿いつつ、これらを前進させるため、相互に説明責任を負う。そのために、我々は以下に取り組む。
- 各々の途上国のレベルにおいて、協力の効果を向上させ、また、そうすることで、開発成果を向上させることを目的とした、努力の進捗をモニタリングし、相互説明責任を促進するための、国のニーズ及び優先事項に基づく枠組みに合意する。途上国は、既に合意された指標と目標を含む、そうした枠組みの更なる作業を主導し、固有のニーズに応え、援助と開発政策を基礎とする。これらの取組の成果は、公開されるものとする。
  - 約束の実施のための国際的及び地域的な説明責任の支援を行うとともに、2012年6月までに、定期的に進捗のモニタリングを行う選択的に関連性のある一連の指標と目標に合意する。我々は、途上国によって主導されるイニシアチブを踏まえ構築していくと

もに、援助効果向上をモニタリングするための既存の国際的努力からも学んでいく。我々は、これらの取組について、ミレニアム開発目標後の枠組みの下で再評価を行う。我々は、これらの取組の成果を定期的に公表する。

c) 進捗をモニタリングし、開発効果向上に向けた努力の効果を評価するための能力を強化する、国レベル及び地域レベルの途上国主導によるイニシアチブを支援する。

36. 我々は、協力の強化と、共通の目標と差異ある約束の厳守のためには、世界的なレベルでの対話、相互の学習及び説明責任のための包摂的な場と同様に、継続的なハイレベルの政治的支援が必要であることを受け入れる。地域的機関は、国レベルの実施支援において、また、国の優先事項を世界的な努力に関連付けることにおいて、重要な役割を果たすことができ、また果たすべきである。国連開発協力フォーラムもまた、釜山で合意された約束の実施において役割を果たすよう奨励される。そのためにも、我々は以下に取り組む。

a) 政治レベルで約束を実施するための説明責任を確実なものとし、支援するため、新しく、包摂的で、代表的な「効果的開発協力のためのグローバルパートナーシップ」を設立する。このパートナーシップは、知識の交流と進捗の定期的な評価のためのフォーラムを提供するとともに、多様性のある開放的な場を提供する。

b) 2012年6月までに、他のフォーラムを補完するとともに、それらとの関係を持ちつつ実施される定期的な閣僚レベルの参加のためのメンバーシップや機会を含む、グローバルパートナーシップのための、簡易な作業取決めに合意する。

c) 2012年6月の援助効果作業部会とその関連機関の廃止のための準備において、援助効果作業部会に対し、グローバルパートナーシップのための作業取決めと、世界的なモニタリングと説明責任を支える指標と手段について合意するために本成果文書を承認したすべての国の代表及び関係者を招集することを求める。

d) 経済協力開発機構（OECD）と国連開発計画（UNDP）の今日までの協働作業、これら機関の権限、比較優位性のある分野を踏まえ、両機関にグローバルパートナーシップが効果的に機能することを支援するよう求める。

（了）